

「ユニバーサル都市・福岡」活動支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 「ユニバーサル都市・福岡」活動支援補助金（以下、「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、「ユニバーサル都市・福岡」の実現のために、教育機関やNPO等（以下「団体」という。）が行うユニバーサル都市・福岡の推進に資する活動を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「教育機関」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校又は同法第124条に定める専修学校をいう。

2 この要綱において、「NPO等」とは、営利を目的とせず、公益の増進に寄与する活動を行っている法人又は任意団体をいう。

(対象となる教育機関，NPO等)

第4条 「ユニバーサル都市・福岡」活動支援制度（以下「本制度」という。）の対象となる団体は、福岡市内に主たる事務所を有し、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 組織の運営に関する規則（定款，規約，会則等）があり，団体の代表者が規定されていること。
- (2) 団体の構成員が5人以上いること。
- (3) 団体が提案する事業（以下「提案事業」という。）を遂行できる能力を有していること。
- (4) 提案事業を実施する責任者が特定できること。
- (5) 提案事業の成果報告や会計報告ができること。
- (6) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (7) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し，支持し，又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は，暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

- (9) 福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号）第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。
- (10) 「ユニバーサル都市・福岡」活動支援部会（以下、「部会」という。）の委員が代表者、役員又はそれらに準じる役割を務める団体でないこと。
- (11) 大学においては、研究室を団体の単位として取り扱う。
- (12) 本市の市税を滞納していないこと。

（対象となる事業）

第 5 条 対象となる事業は、次の各号に掲げる事項のいずれも満たすものとする。

- (1) ユニバーサル都市・福岡の趣旨に合致したもの
 - (2) 広く市民が参加できるもの
 - (3) ユニバーサル都市・福岡の考え方を市民に普及啓発できるもの
 - (4) ユニバーサル都市・福岡の考え方の定着や行動の促進を期待できるもの
 - (5) 第 15 条で定める期間に実施するもの
- 2 過去に本制度による支援を受けたことがある事業については、前項第 3 号及び第 4 号の規定に沿う内容の充実が図られ、継続実施の中にも新規性が認められるものであれば対象として扱う。

（提案事業に係る経費の補助）

第 6 条 福岡市が補助する額は、提案事業の実施に必要な経費の 5 分の 4 以内で、1 事業当たり 40 万円を限度とする。

- 2 前項に規定する提案事業の実施に必要な経費は、提案事業に直接必要な経費のうち、別表 1 で定めるものとし、団体運営上の経常的な経費等は対象としないものとする。
- 3 1 事業当たりの補助額は、市長がその予算の範囲内において決定する。
- 4 同一団体の同一事業に係る補助の回数は、1 年度につき 1 回限りとする。

（公募）

第 7 条 市長は、第 5 条に規定する事業の提案を公募する。

- 2 前項の提案は、1 団体当たり 1 事業までとする。

（公募期間）

第 8 条 公募期間は別に「ユニバーサル都市・福岡」活動支援制度募集要項（以下、「募集要項」という。）で定める。

（提案書の提出）

第 9 条 事業の提案を行う団体は、別に定める期日までに、次の各号に掲げる書類（以

下「提案書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業提案申請書 (第1号様式)
- (2) 事業企画書 (第2号様式)
- (3) 事業予算書 (第3号様式)
- (4) 団体の概要書 (第4号様式)
- (5) 役員・会員名簿 (第5号様式)
- (6) 確認書 (第6号様式)
- (7) 定款・団体規則の写し
- (8) 団体の活動内容がわかるもの (チラシ、パンフレット等)

(事業の選考等)

第10条 ユニバーサル都市・福岡推進協議会設置要綱第7条の規定に基づき設置する活動支援部会 (以下「部会」という) は提案書に基づき提案事業を評価し、事業の選考を行うものとする。

2 選考に関し必要な事項は、部会で別に定める。

(対象事業の決定)

第11条 市長は、前条の規定に基づき部会の選考結果を参考にし、事業を提案した団体 (以下、「提案団体」という) に対し、補助金を交付すべきと認めるときは、すみやかに交付の決定をしなければならない。

(決定の通知)

第12条 市長は、補助金の交付を決定したときは決定通知書 (第7号様式) により提案団体に通知する。

(事業の実施)

第13条 事業の実施に当たっては、前条の規定に基づき決定通知書を受けた団体 (以下、「決定団体」という) が実施するものとする。

(事業の実施に係る協議)

第14条 部会は、市長が決定通知書を送付した後速やかに決定団体を招集し、募集要項で定める協議を行うもの。

(事業の実施期間)

第15条 提案事業を実施する期間は、原則として、前条に基づく協議の日からその日の属する年の12月31日までとする。ただし、特段の理由があると認められる場合については、前条の規定に基づく協議により決定できるものとする。

(事業の変更)

第16条 決定団体は、その提案事業について、軽微なものを除き原則として変更することはできない。ただし、第14条の規定に基づく協議による変更又は市長にあらかじめ事業変更承認申請書(第8号様式)を提出し、承認を得たものについては、この限りではない。

(事業の決定の取消し)

第17条 市長は、決定団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により事業の決定を受けたとき。
- (2) 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 前2号によるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき決定を取り消すこととした団体に対し、決定取消通知書を送付する。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により、事業の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(事業に係る報告)

第19条 市長は、提案事業の実施状況の報告を必要に応じて決定団体に対し求めることができる。

(事業報告書等の提出)

第20条 決定団体は、提案事業の実施が完了したときは、事業完了報告書(第9号様式)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業決算書(第10号様式)
- (2) 事業の経過及び成果を証する書類等(第11号様式)
- (3) 領収書その他支出を証明する書類の写し

(経費の支払)

第21条 市長は、前条の規定に基づく事業報告書等が適正と認めるときは、第11条に基づき決定した補助額の範囲内で、提案事業に係る決算額の5分の4の額を決定団体に対して交付する。

2 地方自治法第232条の5第2項の規定に基づき前金払いした場合においては、

その額を本条第1項の規定に基づき決定した額から控除して決定団体に対して交付するものとする。

(報告会への参加)

第22条 決定団体は、福岡市が開催する報告会において、提案事業の取組状況又は成果を報告することについて協力するものとする。

(関係書類の保存)

第23条 決定団体は、提案事業に係る書類を当該年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(雑則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

但し、事業検証の結果、この終期において廃止することが適当でないとは判断される場合は、これを延長することができる。

別表1

費目	内容
賃金	臨時で雇用する従業員等に対して支払う賃金
報償費	講師や通訳など外部の専門家に対する謝金
旅費	出張旅費、交通費
印刷製本費	ポスターやパンフレット、報告書などの印刷費や製本費
消耗品費	消耗品の購入費
通信運搬費	郵送料、宅配便代
委託料	外部へのデザイン制作など、事業の一部を他に委託する費用
リース料	事業に直接必要な機材のリース料
会場借上費	会議やイベント開催のための会場借上料、設営費用
食糧費	イベント開催時等において必要な軽食や飲料等の購入費